

今并集

現在ニ於テ労働者カ危ルシテ居ルトハ社会一般ノ状
態ヲアリマス其ノ中最モ其ノ悲惨ナルモノト云フハ婦
人労働者ヲ坑内婦人労働者カ資本家ノ為メニ
コト使コレヲ居ルカト云フコトハ之レハ労働組合カ之等ノ
方面ニ充分ノ活動カ出来ナイ為メデアラウ此ノ坑内
ニ労働者トシテ婦人カ坑内ニ働クト云フコトノ問題ニ付
テハ常備シ者モ一時傭モノモナルカ一般ニ坑内ニ婦人
労働者カ居ルト云フコトハ以テモ事實カ先ア現在日本
ノ婦人労働者ハ其ノ數カ八万五千ト云フ數ニナラ居ル仕
事ハ坑内ト云フコトヲ押テアリマシテ實際ヲ云フナラハ坑
内ニ從フヤルモノハ五万四千カラ五万五千人ハアルデアリマス
而テ日本カ世界ノ文明ニアリ一尋ムデアルト云フテモ專

ニ誇ラテ居ルソレハアルノ文明ニアリマス無産階級ハ斯
クテシテ働カホキ暮スコトハ出来ナイ英王ニ於テハ婦人少
年ノ労働者ハ坑内作業ヲ禁止シテアリシレテ世界廣シ
リ又文明ヨリ云フ中ニ日本ノミカ婦人労働者ノ坑内
作業ニシテ居ルデアリマス此ノ婦人坑内労働者ニ對シテハ
萬國法大會ニ於テ一回ニ禁止セラレタ決デアリマスニ政府
ハ之レヲ法制ノ上ニ完全ニ公布ノ手續ヲ取ラヌト云フ状
態ニナラテ居ルデアリマス斯クテ意味カラ此ノ問題ハ
政府ニ對シテ最モ重要ナルシヤレハナラズ之レカ為メニ此ノ日
本労働同盟大會ノ決議ヲ以テ政府ニ頼マントスル
デアリマス其ノ實行方法トシテハ國際労働大會兼四
國會議ニ於テ決議カスル婦人少年坑内作業禁止ノ
条項ヲ連カニ決スル件トシテ禁止スル條政府ニ要求スル